

安芸太田町病院事業 医療情報システム更新業務 要求仕様書

1 要求仕様書について

本要求仕様書は、安芸太田病院・安芸太田戸河内診療所（以下、「当院」という）の医療情報システム更新業務委託の仕様を定めたものである。本要求仕様書に示す要件を満たすことを前提としているが、実現できない要件がある場合は、質問書にて確認すること。尚、要求仕様書に示す要件よりも優れた代替案がある場合は、理由を明記のうえ提案すること。

また、要件に疑義が生じた場合は、原則、当院の解釈・判断に従うこと。もし、本仕様書と企画提案書に矛盾がある場合は、当院の解釈・判断に従うこと。

2 システムの目的

令和8年2月更新予定である当院にて使用する医療情報システムを構築することを目的とする。また、このシステムを活用し、業務効率向上及び健全経営を目指すものとする。

3 施設概要

（1）病院概要

名称 : 安芸太田病院
所在地 : 〒731-3622 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地
電話番号 : 0826-22-2299

（2）診療所概要

名称 : 安芸太田戸河内診療所
所在地 : 〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 800 番地 1
電話番号 : 0826-28-2221

4 業務委託の範囲

業務内容は、以下のとおりである。

（1）プロジェクト管理

ア プロジェクト計画書、プロジェクト体制図、プロジェクト管理手順書の作成
イ 定例報告会等の実施

（2）医療情報システムの設計及び構築

ア 機能要件等の確認、確定
イ 必要な機器の調達、設定、設置
ウ 必要なシステムの調達、構築
エ 部門システムベンダーとの調整、管理
オ 操作研修、リハーサル、稼働立会い実施及び支援
カ 稼働後のサポート

（3）ドキュメントの作成及び整備

ア システム概念図、納品物一覧等の作成
イ システム運用マニュアル、システム保守マニュアルの作成

ウ 各種議事録の作成

5 システム基本要件

- (1) 電子カルテシステム、オーダーリングシステム、医事会計システム（以下、「基幹システム」という）は電子保存の三原則「真正性」、「見読性」、「保存性」を担保し、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 6.0 版」（厚生労働省）等の各種法令及びガイドラインを遵守したシステムであること。
- (2) 現行システムの機能について当院と協議の上、可能な限り継承し、かつ当院の要望を加えて導入すること。
- (3) 基幹システムを中心とし各部門システムから発生するデータを連携し、医療情報を統合・共有化できるシステムであること。
- (4) 基幹システム及び各部門システムは、利用者情報、患者情報が連携され、可能な限り二重入力が排除されたシステムであること。
- (5) 基幹システムは 24 時間 365 日の運用及び保守対応が可能であること。
- (6) 医療事故防止対策が十分に講じられたシステムであること。
- (7) BCP 対策やバックアップ対策が講じられたシステムであること。
- (8) 当院と同規模、同機能の病院の導入実績があるシステムであること。
- (9) 運用開始後 7 年間運用稼働ができるシステムであること。

6 ハードウェア要件

(1) サーバ機器

- ア 基幹システムサーバ及び部門システムサーバは可能な限り、仮想化技術などを活用し省力化、省スペース化した提案をすること。
- イ サーバ機器保守については 7 年保守を費用に含むこと。
- ウ システムのサービス提供時間は、計画停止を除いて 24 時間 365 日とすること。
- エ 設置するサーバ機器などについては、無停電電源装置（UPS）を提案し、自動シャットダウンに要する時間の給電を維持すること。
- オ 設置するサーバ機器などについては、当院の指定するサーバ室の 19 インチラックに登載設置すること。
- カ サーバ機器などを搭載するために必要な 19 インチラックは、2 本以内と想定しているが、その必要台数が超過する場合は必要台数についても本調達に含むこと。
- キ 荷重条件及び空調条件については、提案システムの諸元を提示し、当院と十分協議を行うこと。
- ク 同一機器が複数台ある場合は、単一機種で導入すること。
- ケ 導入する機器については当院の指定する固定資産管理（固定資産台帳の作成補助及び管理シールの貼付けなど）に従い対応すること。
- コ 現行システムで利用した機器や不要物は、当院が指定する院内指定場所への移送を行うこと。廃棄及びデータ消去については当院と調整を行うこと。

(2) クライアント端末

- ア クライアント端末は、【資料 1】ハードウェア一覧を元に、運用に支障がない台数を準備すること。

- イ 1台のクライアント端末上で複数のアプリケーションシステムを動作させる場合には、それら全てのシステムの動作が保証されたOSとすること。
- ウ 同一機器が複数台ある場合は、単一機種で導入すること。
- エ スペックは下記とする。
 - ・OS : Windows11 Professional 64bit 以上
 - ・CPU : Core™ i5 以上
 - ・メモリ : 8GB 以上
 - ・ディスク : SSD256GB 以上
- オ デスクトップ PC の 40 台については、既存液晶ディスプレイ（HDMI 接続）を流用した提案とすること。
- カ ノート PC については、標準でテンキーを装備していること。
- キ 同一機器が複数台ある場合は、単一機種で導入すること。
- ク 導入する機器については当院の指定する固定資産管理（固定資産台帳の作成補助及び管理シールの貼付けなど）に従い対応すること。
- ケ 現行システムで利用した機器や不要物は、当院が指定する院内指定場所への移送を行うこと。廃棄及びデータ消去については当院と調整を行うこと。

(3) その他周辺機器

- ア その他周辺機器は、【資料1】ハードウェア一覧を元に、運用に支障がない台数を準備すること。
- イ 同一機器が複数台ある場合は、単一機種で導入すること。
- ウ 導入する機器については当院の指定する固定資産管理（固定資産台帳の作成補助及び管理シールの貼付けなど）に従い対応すること。
- エ 現行システムで利用した機器や不要物は、当院が指定する院内指定場所への移送を行うこと。廃棄及びデータ消去については当院と調整を行うこと。

7 ソフトウェア要件

(1) アプリケーションソフト

- ア 可能な限り基幹システムと他システムのアプリケーションを同一端末で稼働させること。
- イ クライアント端末にセットアップするソフトウェアのバージョンは、導入時点の最新バージョンを原則とすること。

(2) その他ソフト

- ア 日本語ワープロソフト及び日本語表計算ソフトとして Microsoft 社の Office を導入すること。
- イ 日本語変換ソフトとして、(株)ジャストシステム社の「医学辞書 for ATOK」を導入すること。

8 部門システム

- (1) 更新及び接続先切り替え等対象システムは、【資料2】システム概念図及び以下システム一覧のとおりとする。なお、【資料2】システム概念図及び以下システム一覧に示すシステムよりも優れた代替案がある場合は、理由を明記のうえ提案すること。
- (2) 接続が想定されるシステム及び機器について現行システムと同等の接続とし、その接続費用についても調達範囲として見積に含めること。

- (3) 部門システム端末は可能な限り基幹システム端末と相乗りすること。
- (4) 部門システム専用端末や部門システム専用機器が必要であれば調達範囲として見積りに含めること。
- (5) 各システムについて詳細機能は、【様式4】技術回答書を元に提案すること。
- (6) バーコードを活用したスキャン自動仕分け機能についても提案が可能であれば望ましい。

システム一覧

項番	システム名称	備考
1	電子カルテシステム	システム更新、二要素認証、DWH、電子処方箋、遠隔地からカルテ参照機能追加
2	医事会計システム	システム更新、オンライン資格確認機能
3	介護システム	システム更新、訪問リハ追加
4	調剤支援システム	システム更新、注射機能追加
5	生理検査システム	システム更新
6	検査システム	システム更新
7	細菌検査システム	システム更新
8	画像ファイリングシステム	ハードウェア更新
9	栄養管理システム	新規調達
10	勤怠管理システム	新規調達
11	健診システム	新規調達、検査結果連携
12	医用画像管理システム	接続先切り替え
13	レセプト審査支援システム	接続先切り替え
14	診察券発行機	接続先切り替え
15	試薬管理システム	新規調達、基幹システムとの接続連携不要
16	インシデント管理システム	既存継続、基幹システムとの接続連携不要
17	透析支援システム	既存継続、基幹システムとの接続連携不要

9 データ移行

調達する医療情報システムは、診療情報などについてのデータ移行を実施すること。過去のデータ移行実績を踏まえデータ移行が困難な場合、または費用対効果としてデータ移行を推奨できない場合は、データ移行の代替案を提示し、環境整備をすること。

- (1) 診療記事等カルテデータ
- (2) 診療オーダーデータ
- (3) 医事会計データ
- (4) 部門システムデータ

10 情報セキュリティ要件

- (1) 利用者認証

ア 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 6.0 版」(厚生労働省)に準拠した二要素認

証方式でログインできること。

イ 利用者 ID のパスワードは、セキュリティを考慮してパスワード有効期限を設定でき、有効期限が切れた場合はパスワード変更を促すことができること。

(2) ウイルス対策

ア クライアント端末及びサーバに、ウイルス対策ソフトを導入し、適宜ウイルス定義ファイルを更新できること。

イ ウイルス対策ソフトの更新費用は、保守費用に含むこと。

11 バックアップ要件

(1) データバックアップ

ア 導入するシステムは診療を継続するために必須となる範囲のデータバックアップが可能であること。

イ データバックアップは毎日実施することとし、バックアップ処理中においてもシステムの中断や著しい処理速度低下を伴わない設計とすること。

ウ バックアップデータは3世代以上を保持すること。

エ バックアップの手法は、オンラインバックアップとオフラインバックアップを組み合わせるなどにより、サイバー攻撃への対策も考慮すること。

(2) ランサムウェア対策

ア 当院提案構成における適切なランサムウェア対策を施すこと。

12 ネットワーク要件

基幹システムの構成等を加味した、ネットワーク機器の更新費用を見積に含めること。

13 保守要件

(1) 体制及び対応

ア システム運用中に障害が発生した場合は、リモートもしくは訪問で対応を行うこと。各種サーバ及びサーバのソフトウェアについては、24時間365日の保守を原則とすること。

イ システム障害が発生した場合は、システム復旧後、速やかに原因を究明し、再発防止策及び対応策を報告すること。

ウ 機器や障害の問題発生時の報告書作成、管理台帳の作成支援を行うこと。

(2) 診療報酬改定

ア 診療報酬改定等の法律やガイドライン等に係るシステム変更については、保守に含めること。保守の範囲内で対応できない場合は、当院と協議すること。

イ システム変更に際しては、速やかに対応し、改定施行前にシステムの変更を完了すること。また、変更内容について十分な説明を行い報告すること。

14 留意事項

(1) 業務上知り得た一切を当院の許可なく他に漏らしてはならない。また、他の目的に利用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (2) 本件遂行に当っては当院の通常業務への支障がないように充分配慮すること。
- (3) 本仕様書に記述されていない事項等については、当院と受託者が協議して決定すること。